

1 か月児健康診査受診票 (医療機関・助産所用)

この受診票は、標準的には出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児の健診で使用できます。

乳児氏名	令和	年	月	日生
居住地	千歳市	電話	()	
上記乳児の健康診査を依頼します。				
令和 6 年 10 月 1 日				
各医療機関・助産所の長 様				
千歳市長 横田 隆一				

～ 健康診査の結果～ (医療機関又は助産所記入欄)				
健康診査年月日	令和	年	月	日
診査結果	1	異常なし	観察 ()	
	2	要観	治療 ()	
	3	要治		
委託医療機関・助産所名				
担当医師名	印			

【保護者の方へ】

- 1 か月児健康診査を受けるときは、この受診票を医療機関にお渡しください。
- この受診票で受診できる健康診査項目

①問診 (身体発育状況、養育環境、健康相談等)
②診察 (身体発育状況、栄養状態等)
③身体測定

- この健診項目については、公費で負担され、保護者の負担はありません。
- この受診票は、本人以外使用できません。
また、居住地から転出した場合も使用できません。(転出先の市町村へお尋ねください。)

【医療機関の方へ】

- この受診票は、標準的には出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児の健診で使用できます。
- 委託医療機関は、別添の請求書により請求するとともに、この受診票を添付してください。